

各種手当受給者の所得状況届の提出が必要です

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を受けているかたの所得状況届を次のとおり受け付けます。詳しくは、7月末に郵送する通知をご確認ください。

受付日時 8月12日(木)から17日(火)までの平日、午前9時～午後5時

受付場所 市役所5階第2委員会室

問い合わせ 障がい福祉課

☎(888)5663

FAX(888)5664

音声による119番通報ができないかたへのサービス

音声による119番通報ができないかたのために、携帯電話のウェブ機能を利用し、文字入力により119番通報ができるサービスを行っています。

このサービスは、市内で携帯電話がつかえる場所であれば利用できますが、事前登録が必要です。次のとおりお申し込みください。

申し込み 各消防署、障がい福祉課（市役所1階）、秋田市ろうあ協会（旭北の秋田県社会福祉会館内）にある申込書に必要事項を書いて、消

防本部指令課（消防庁舎3階へ直接または郵送で提出してください。申込書は、市ホームページからもダウンロードできます

◆**広報ID番号** 1008799

☎(823)4265

FAX(823)7214

北部墓地（飯島）合葬墓の使用者を募集します

北部墓地合葬墓の使用者を募集します。募集数は100体、永代使用料は1体1万7千円です。7月16日(金)から配布する募集案内をご覧のうえ、お申し込みください。

◆申請資格

【埋蔵申請】

お墓がなく、焼骨を自宅に保管または寺院などに預けていて、次の①か②の要件を満たすかた。

①秋田市に住所または本籍があるかた

②死亡時に秋田市に住所または本籍があった故人の焼骨を埋蔵しようとするかた

【改葬申請】

秋田市の市営墓地から改葬しようとするかた。ただし、現在使用中の市営墓地を返還することとし、6か月以内に返還手続きをしていたが必要があります。

*生前申請および秋田市の市営墓地以外からの改葬申請は対象外。

◆募集案内配布場所・受付窓口

生活総務課（市役所1階）、各市民SC（中央・東部・南部別館を除く）、駅東SC。募集案内は、市ホームページからダウンロードできます。

◆**募集受付期間**

8月12日(木)から24日(火)までの平日、午前8時30分(駅東SCは9時)～午後5時15分

*郵送や電子申請も可能です。申込多数の場合、8月31日(火)に公開抽選を行います。

●問い合わせ

生活総務課 ☎(888)5624

地域の雑草を刈り取って環境美化にご配慮を

空き地に生い茂る雑草は、所有者、管理者が刈り取って、地域の環境美化に努めましょう。草刈り機が必要な場合は無料で貸し出していますので、アメリカシロヒトリ防除室へご連絡ください。

☎(823)3061

*刈り取った草は、乾燥後、直接、総合環境センター（河辺豊成）へ搬入有料)してください。

●問い合わせ

公園課 ☎(888)5753

夏の食中毒を防ぎましょう！



高温多湿なこの季節は、細菌による食中毒が発生しやすい時期です。食器用スポンジやふきん、まな板、冷蔵庫の野菜室などは、細菌が付着し、増殖しやすい場所とされています。

食品などの取り扱いには十分注意して、食中毒を防ぎましょう。

①菌をつけない

食中毒の原因菌は、魚や肉、野菜などに付いていることがあります。この菌が手や調理器具などを介して食べ物につかないよう、十分な手洗い、食材の洗浄、調理器具の洗浄消毒を行いましょう。

②菌を増やさない

食中毒菌は、10℃以下で増えにくくなります。食品は、室内に長く放置せず、調理中も冷蔵庫で保存しましょう。加熱調理した食品もできるだけ早く食べましょう。

③菌をやっつける

食中毒の原因菌は、熱に弱く75℃で1分以上の加熱で死滅します。食品は中心部まで十分加熱しましょう。また、調理器具は洗浄後に熱湯や塩素系漂白剤などで消毒しましょう。

●問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181





8月から高額介護サービス費の負担上限額が見直されます

介護サービスの利用者負担には、所得に応じて月々の負担上限額が設定されていて、それを超えた分は、高額介護サービス費として払い戻されます。

今回国の制度改正により、8月のサービス利用分から一定年収以上の高所得世帯について、新たに負担上限額の区分が新設されます(右の表)。介護保険制度を維持するための見直しですので、ご理解の程お願いいたします。

区分		1か月の負担上限額
市民税課税世帯 (課税所得額)	690万円以上	140,100円(世帯)
	380万円以上690万円未満	93,000円(世帯)
	380万円未満	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯		24,600円(世帯)
前年の公的年金収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の場合など		24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給世帯など		15,000円(世帯)

新設区分

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5674

国保限度額
適用認定証などの
更新はお早めに



問い合わせ▶国保年金課☎(888)5630

病院や薬局などで提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(土)です。8月から有効になる新しい認定証は、次のとおり手続きしてください。

- **69歳以下のかた** …国保の被保険者証、手続きをするかたの本人確認書類(運転免許証など)、世帯主および対象者のマイナンバー関係書類(マイナンバーカードなど)をお持ちになり、次の申請場所へお越しください。受付開始は8月2日(月)から。
▶申請場所(平日) 国保年金課(市役所1階)、各市民サービスセンター(中央・東部・南部別館を除く)、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所
- **70~74歳のかた** …対象になるかた(自己負担割合3割の「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の世帯と市民税非課税世帯)へ6月下旬に申請書をお送りしました。記載された期限までに申請書を提出したかたへ、7月27日(火)に認定証をお送りします。

月ごとの自己負担限度額

■ 69歳以下のかた

右の表をご覧ください。

■ 70歳以上のかた

広報あきた6月18日号14ページをご覧ください。

*「多数該当」欄の額で支払いができるのは、医療機関が回数を確認して適用可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	高額療養費該当回数(3回目まで)	多数該当(4回目以降)	適用区分
上位所得者	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

国民健康保険高齢受給者証をお送りします

国民健康保険に加入している70~74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたへ、8月1日(日)から有効となる受給者証を7月27日(火)にお送りします。なお、令和2年の所得により改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合がありますのでご了承ください。